

<p>第百十二条第 二項の表</p>	
<p>六、五〇〇円</p>	<p>六、〇〇〇円</p>
<p>八、〇〇〇円</p>	<p>七、〇〇〇円</p>
<p>一三、八〇〇円</p>	<p>一三、五〇〇円</p>
<p>一八、九〇〇円</p>	<p>一六、五〇〇円</p>
<p>一五、〇〇〇円</p>	<p>一三、五〇〇円</p>
<p>一〇、五〇〇円</p>	<p>一八、〇〇〇円</p>
<p>一八、五〇〇円</p>	<p>一六、五〇〇円</p>
<p>二五、五〇〇円</p>	<p>二二、五〇〇円</p>
<p>二二、〇〇〇円</p>	<p>一九、五〇〇円</p>
<p>三〇、〇〇〇円</p>	<p>二六、五〇〇円</p>
<p>一三、六〇〇円</p>	<p>一一、〇〇〇円</p>
<p>一七、六〇〇円</p>	<p>二四、五〇〇円</p>
<p>三一、六〇〇円</p>	<p>二七、五〇〇円</p>
<p>三六、〇〇〇円</p>	<p>三一、五〇〇円</p>
<p>四〇、八〇〇円</p>	<p>三五、五〇〇円</p>
<p>四六、四〇〇円</p>	<p>四〇、五〇〇円</p>
<p>五三、二〇〇円</p>	<p>四六、五〇〇円</p>
<p>六一、二〇〇円</p>	<p>五三、五〇〇円</p>
<p>七〇、四〇〇円</p>	<p>六一、五〇〇円</p>
<p>八八、八〇〇円</p>	<p>七七、五〇〇円</p>
<p>一三、七〇〇円</p>	<p>一一、〇〇〇円</p>
<p>一八、八〇〇円</p>	<p>一六、五〇〇円</p>
<p>四、五〇〇円</p>	<p>四、〇〇〇円</p>
<p>六、〇〇〇円</p>	<p>五、五〇〇円</p>
<p>三、七〇〇円</p>	<p>三、〇〇〇円</p>
<p>五、二〇〇円</p>	<p>四、五〇〇円</p>

9 第四項及び前三項の規定の適用がある場合における第百十二条第三項及び第四項の規定の適用については、第三項及び第五項の規定を準用する。

（自動車取得税の特例）
第二十一条 略

2 附則第十九条第一項に規定する電気自動車等の取得に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成十一年四月一日から平成十九年三月三十一日までの間に行われたときに限り、第百四十二条の四及び前項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は前項に定める率から百分の二・七を控除した率とする。

3 内燃機関を有する自動車で併せて電気その他の施行規則で定めるものを動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）第二十条第十四項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので施行規則で定めるもの（以下この項において「特定自動車」という。）の取得（前項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成十一年四月一日から平成十九年三月三十一日までの間に行われたときに限り、第百四十二条の四及び第一項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第一項に定める率から、次の各号に掲げる場合の区分に応じ

10 第四項及び第六項から前項までの規定の適用がある場合における第百十二条第三項及び第四項の規定の適用については、第三項及び第五項の規定を準用する。

（自動車取得税の特例）
第二十一条 略

2 電気を動力源とする自動車で施行規則で定めるものの取得、専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で施行規則で定めるものの取得又は専らメタノールを内燃機関の燃料として用いる自動車若しくはメタノールとメタノール以外のものとの混合物で施行規則で定めるものを内燃機関の燃料として用いる自動車で、施行規則で定めるものの取得に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成十一年四月一日から平成十九年三月三十一日までの間に行われたときに限り、第百四十二条の四及び前項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は前項に定める率から百分の二・七を控除した率とする。

3 内燃機関を有する自動車で併せて電気その他の施行規則で定めるものを動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）第二十条第十項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので施行規則で定めるもの（以下この項において「特定自動車」という。）の取得（前項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成十一年四月一日から平成十九年三月三十一日までの間に行われたときに限り、第百四十二条の四及び第一項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第一項に定める率から、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当

<p>四、七〇〇円</p>	<p>四、〇〇〇円</p>
<p>六、三〇〇円</p>	<p>五、五〇〇円</p>
<p>八、〇〇〇円</p>	<p>七、〇〇〇円</p>

<p>4 附則第十九条第四項に規定するエネルギー消費効率(以下この条において「エネルギー消費効率」という)が同項に規定する基準エネルギー消費効率(以下この条において「基準エネルギー消費効率」という)に百分の百二十を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が同項に規定する平成十七年窒素酸化物排出許容限度(次項において「平成十七年窒素酸化物排出許容限度」という)の四分の一を超えないもので施行規則で定めるものの取得(第二項又は第三項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。)に係る第四百二十二条の三第一項の規定の適用については、当該取得が平成十八年四月一日から平成二十年三月三十一日までの間に行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から三十万円を控除して得た額」とする。</p> <p>5 エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えないもので施行規則で定めるものの取得(前二項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。)に係る第四百二十二条の三第一項の規定の適用については、当該取得が平成十八年四月一日から平成二十年三月三十一日までの間に行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から十五万円を控除して得た額」とする。</p> <p>6・7 略</p> <p>8 道路運送車両法第四十条第三号に規定する車両総重量が三・五トンを超える自動車(軽油を内燃機関の燃料とするものに限る。)のうち、同法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるもの(以下この項において「平成十七年重量車排出ガス保安基準」という)に適合し、かつ、エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率以上のもので施行規則で定めるもの(以下この項において「重量車基準適合車」という)の取得(第二項から第五項までの規</p>	<p>該各号に定める率をそれぞれ控除した率とする。</p> <p>一・二 略</p> <p>4 優良低燃費車のうち、窒素酸化物の排出量が低窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えない自動車で施行規則で定めるものの取得(第三項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。)に係る第四百二十二条の三第一項の規定の適用については、当該取得が平成十六年四月一日から平成十八年三月三十一日までの間に行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から三十万円を控除して得た額」とする。</p> <p>5 優良低燃費車のうち窒素酸化物の排出量が低窒素酸化物排出許容限度の二分の一を超えない自動車で施行規則で定めるもの及び低燃費車のうち窒素酸化物の排出量が低窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えない自動車で施行規則で定めるもの取得(第三項又は前項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。)に係る第四百二十二条の三第一項の規定の適用については、当該取得が平成十六年四月一日から平成十八年三月三十一日までの間に行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から二十万円を控除して得た額」とする。</p> <p>6・7 略</p> <p>8 道路運送車両法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準(以下次項及び第十項において「排出ガス保安基準」という)に適合する自動車(バス、トラックその他の施行規則で定めるもの)の取得(第二項から第五項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。)に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成十七年十月一日から平成十八年三月三十一日までの間に行われたときに限り、第四百二十二条の</p>	<p>定)適用がある場合の自動車の取得を除く。)に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成十八年四月一日から平成二十年三月三十一日までの間に行われたときに限り、第四百二十二条の四及び第一項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第一項に定める率から百分の一(窒素酸化物又は粒子状物質)の排出量が平成十七年重量車排出ガス保安基準に定める窒素酸化物又は粒子状物質の値の十分の九を超えない重量車基準適合車で施行規則で定めるものにあつては、百分の二を控除した率とする。</p>
<p>21 平成十一年四月一日以後に開始する各事業年度に係る法人の事業税及び同日以後の解散合併による解散を除く。)による清算所得に対する法人の事業税清算所得に対する事業税を課される法人の清算中の事業年度に係る法人の事業税及び残余財産の一部分配により納付すべき法人の事業税を含む。)並びに特定信託の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律(平成十二年法律第九十七号)の施行の日以後に終了する各計算期間に係る法人の事業税については、第四十九条第一項第一号ハの表中「百分の四・四」とあるのは「百分の三・八」と、「百分の六・六」とあるのは「百分の五・五」と、「百分の八・六」とあるのは「百分の七・二」と、同項第二号の表中「百分の五・六」とあるのは「百分の五」と、「百分の七・五」とあるのは「百分の六・六」と、同項第三号の表中「百</p>	<p>四及び第一項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第一項に定める率から、百分の一を控除した率とする。</p> <p>例 (個人の県民税及び法人の事業税の負担軽減に係る特例)</p> <p>第二十四条 平成十八年度以後の各年度分の個人の県民税について、法附則第四十条第六項及び第七項に規定するところにより控除すべき県民税に係る定率による税額控除の額を、所得割の納税義務者の第三十三条及び法第三十六条の規定を適用した場合の所得割第三十条の二第一項に規定する分離課税に係る所得割を除く。)の額から控除する。この場合における第二十四条の三の規定の適用については、同条中「及び前条」とあるのは、「前条及び附則第二十四条第一項」とする。</p>	<p>21 平成十一年四月一日以後に開始する各事業年度に係る法人の事業税及び同日以後の解散合併による解散を除く。)による清算所得に対する法人の事業税清算所得に対する事業税を課される法人の清算中の事業年度に係る法人の事業税及び残余財産の一部分配により納付すべき法人の事業税を含む。)並びに特定信託の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律(平成十二年法律第九十七号)の施行の日以後に終了する各計算期間に係る法人の事業税については、第四十九条第一項第一号ハの表中「百分の四・四」とあるのは「百分の三・八」と、「百分の六・六」とあるのは「百分の五・五」と、「百分の八・六」とあるのは「百分の七・二」と、同項第二号の表中「百分の五・六」とあるのは「百分の五」と、「百分の七・五」とあるのは「百分の六・六」と、同項第三号の表中「百</p>

<p>別表 略</p>	<p>分の五・六」とあるのは「百分の五」と、「百分の八・四」とあるのは「百分の七・三」と、「百分の十一」とあるのは「百分の九・六」と、同条第二項第一号の表中「百分の五・六」とあるのは「百分の五」と、「百分の七・五」とあるのは「百分の六・六」と、同項第二号の表中「百分の五・六」とあるのは「百分の五」と、「百分の八・四」とあるのは「百分の七・三」と、「百分の十一」とあるのは「百分の九・六」と、同条第三項中「百分の一・五」とあるのは「百分の一・三」と、同条第四項第一号ハ中「百分の八・六」とあるのは「百分の七・二」と、同項中「百分の十一」とあるのは「百分の九・六」と、同項第二号中「百分の七・五」とあるのは「百分の六・六」と、「百分の六・六」と、「百分の六・六」と、同項第三号中「百分の七・五」とあるのは「百分の六・六」と、同項第三号中「百分の十一」とあるのは「百分の九・六」とする。</p>
-------------	---

<p>第二条(地方拠点都市地域の拠点地区内における県税の不均一課税に関する条例の一部改正に係る新旧対照表)</p> <p>改正後</p> <p>1 附則 (土地の取得に対する不動産取得税の税率の特例) 2 平成十八年四月一日から平成二十一年三月三十一日までの間に土地の取得が行われた場合における不動産取得税の税率は、第三条の規定にかかわらず、百分の〇・三とする。</p>	<p>改正前</p> <p>1 附則 (不動産取得税の税率の特例) 2 平成十五年四月一日から平成十八年三月三十一日までの間に不動産の取得が行われた場合における不動産取得税の税率は、第三条の規定にかかわらず、百分の〇・三とする。</p>
---	--

<p>第三条(中心市街地における県税の不均一課税に関する条例の一部改正に係る新旧対照表)</p> <p>改正後</p> <p>1 附則 (土地の取得に対する不動産取得税の税率の特例) 2 平成十八年四月一日から平成二十一年三月三十一日までの間に土地の取得が行われた場合における不動産取得税の税率は、第三条第一項の規定にかかわらず、百分の〇・三とする。</p>	<p>改正前</p> <p>1 附則 (不動産取得税の税率の特例) 2 平成十五年四月一日から平成十八年三月三十一日までの間に不動産の取得が行われた場合における不動産取得税の税率は、第三条第一項の規定にかかわらず、百分の〇・三とする。</p>
---	---

<p>第四条(原子力発電施設等立地地域における県税の不均一課税に関する条例の一部改正に係る新旧対照表)</p> <p>改正後</p> <p>(県税の不均一課税) 第三条(原子力発電施設等立地地域内において、省令第一号第一項第一号に定める期間(以下「対象期間」という。)内に特定設備を新設し、又は増設した者については、当該特定設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後三年以内の各年又は各事業年度の所得金額(事業税の課税標準額となるものをいう。)のうち省令第二条の規定により計算した額に対して課する事業税の税率は、佐賀県条例昭和三十年佐賀県条例第二十三号。以下「県税条例」という。)第四十九条及び第五十一条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる年度の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める税率とする。 一 初年度 県税条例第四十九条又は第五十一条の規定する税率に二分の一を乗じて得た率 二 第二年度 県税条例第四十九条又は第五十一条の規定する税率に四分の三を乗じて得た率 三 第三年度 県税条例第四十九条又は第五十一条の規定する税率に八分の七を乗じて得た率 四に規定する税率に八分の七を乗じて得た率</p>	<p>改正前</p> <p>(県税の不均一課税) 第三条(原子力発電施設等立地地域内において、省令第一号第一項第一号に定める期間(以下「対象期間」という。)内に特定設備を新設し、又は増設した者については、当該特定設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後三年以内の各年又は各事業年度の所得金額(事業税の課税標準額となるものをいう。)のうち省令第二条の規定により計算した額に対して課する事業税の税率は、佐賀県条例昭和三十年佐賀県条例第二十三号。以下「県税条例」という。)第四十九条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる年度の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める税率とする。 一 初年度 県税条例第四十九条に規定する税率に二分の一を乗じて得た率 二 第二年度 県税条例第四十九条に規定する税率に四分の三を乗じて得た率 三 第三年度 県税条例第四十九条に規定する税率に八分の七を乗じて得た率</p>
--	---

<p>第五条(平島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例の一部改正に係る新旧対照表)</p> <p>改正後</p> <p>1 附則 (土地の取得に対する不動産取得税の税率の特例) 2 平成十八年四月一日から平成二十一年三月三十一日までの間に土地の取得が行われた場合における不動産取得税の税率は、第三条第一項の規定にかかわらず、百分の〇・三とする。</p>	<p>改正前</p> <p>1 附則 (不動産取得税の税率の特例) 2 平成十五年四月一日から平成十八年三月三十一日までの間に不動産の取得が行われた場合における不動産取得税の税率は、第三条第一項の規定にかかわらず、百分の〇・三とする。</p>
--	---

<p>改正後</p> <p>1 附則 (土地の取得に対する不動産取得税の税率の特例) 2 平成十八年四月一日から平成二十一年三月三十一日までの間に土地の取得が行われた場合における不動産取得税の税率は、第三条第二号の規定にかかわらず、百分の〇・三とする。</p>	<p>改正前</p> <p>1 附則 (不動産取得税の税率の特例) 2 平成十七年四月一日から平成十八年三月三十一日までの間に不動産の取得が行われた場合における不動産取得税の税率は、第三条第一号の規定にかかわらず、百分の〇・三とする。</p>
--	---

購読料 一か年二八、八〇〇円(送料共)
申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課

平成十八年三月三十一日印刷及び発行
発行者 佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週月水金曜日
印刷所 株式会社古川総合印刷